

令和6年度



# 新宿区子ども未来基金

～基金を活用して子どもの育ちを支援する地域活動団体等に  
コンサルティングを活用した支援を行います～

## 1 目的

新宿区では、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、「新宿区子ども未来基金」を設置しました。

この基金を活用し、子どもと子育て家庭を支援する地域活動団体等が長期的で安定した活動を続けるため、また、新たに子どもの育ちを支援する自主的な活動を始めようとする団体等の活動の実現のため、コンサルティングを活用した支援を受けることにより団体等の活動を充実させ、子育て家庭の福祉の向上を図ります。

## 2 コンサルティングの内容

- ①活動資金の確保（寄付の集め方、クラウドファンディングの方法等）
- ②人材の確保と育成（ボランティアスタッフの確保・定着、リーダーの育成等）
- ③周知方法（活動のPR方法）
- ④会計処理の方法（領収書や帳簿の管理、予算書・決算書等の作成方法等）



※複数の項目を選べます。

※同じ年度内で同じ項目を選ぶことはできません。

## 3 コンサルティングの進め方

### 1 回目 ヒアリングと現状把握

解決したい課題やこれからの活動等についてお聞きします。



### 2 回目 改善策等の提案

コンサルタントが情報提供や解決策の提案を行い、それをもとに取り組む内容を検討し、実行していきます。



### 3 回目 効果検証と今後に向けた助言

取り組んだ内容を検証し、その効果と今後の取り組み内容を検討し助言します。



※上記の回数以外に団体等が改善策を実行するにあたり生じた問題点等について、解決するための相談（フォローアップ）を実施します。

## 4 対象

- ・新宿区子ども未来基金の助成金の交付決定を受けたことのある地域活動団体
- ・新宿区子ども未来基金の助成金交付決定を受けたことがない個人又は団体で、継続的に活動する意思があり、特定の政治的活動又は宗教的活動を行うものでないもの

## 5 コンサルティングを活用した支援の流れ

### (1) 申し込み受付期間

令和6年3月25日(月)～12月27日(金)  
午前8時30分から午後5時まで ※土、日、祝日を除く

### (2) 相談・申請

相談・申請で来庁される場合は、必ず事前に予約してください。

【子ども家庭課企画係(新宿区役所本庁舎2階17番窓口)】

※ 問い合わせ及び来庁予約は、03-5273-4261 にお電話ください。



### (3) 提出書類

ア 新宿区子ども未来基金活動支援利用申請書(第7号様式)

イ 支援利用調査書

ウ 活動計画書 ※

エ 団体の概要及び経歴(個人の場合は履歴書) ※

オ その他支援に必要な書類

※ 同一年度内に「新宿区子ども未来基金助成」を申請した団体は不要です。

### (4) 審査

申請書類に基づき審査します。

### (5) 決定

審査結果に基づきコンサルティングを活用した支援の利用可否を決定し、申請団体等に通知します。

### (6) 実績報告等

ア 新宿区子ども未来基金活動支援利用報告書(第9号様式)

イ 支援利用評価表

ウ その他支援利用の報告に必要な書類

報告に係る書類は、終了後速やかに提出してください。

(終了後1か月以内又は令和7年4月10日のいずれか早い方)

## 6 コンサルティングの利用期間について

- 支援の利用期間は、支援の利用を初めて決定した日の属する年度を含めて連続した10年度間を上限とします。
- 個人として支援の利用決定を受けたものが、団体の代表者となって団体を設立し、その団体が支援を受けようとする場合は、個人として支援を決定した時から起算します。
- 支援は、連続した2年度間に限り利用できるものとし、続く1年度間は利用できません。ただし、個人として支援の利用を開始し、団体を設立して引き続き支援を利用しようとする場合は、連続した3年度間を上限とします。

問合せ先：新宿区子ども家庭部子ども家庭課企画係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-4261 (直通)

FAX：03-5273-3610

E-mail：ko-kikaku@city.shinjuku.lg.jp